

議案第84号

新居浜市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成24年12月4日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市都市公園条例の一部を改正する条例

新居浜市都市公園条例（昭和51年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（目的）

第1条 この条例は、都市公園の設置及び管理に関し必要な事項を定め、都市公園の健全な発展を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

第1条の次に次の3条を加える。

（市民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準）

第1条の2 市の区域内の都市公園の市民一人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル以上とし、市の市街地の都市公園の当該市街地の市民一人当たりの敷地面積の標準は、5平方メートル以上とする。

（都市公園の配置及び規模の基準）

第1条の3 都市公園を設置する場合においては、それぞれの特質に応じて都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するとともに、その配置及び規模については、次のとおりとする。

（1）主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区

内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、  
0.25ヘクタールを標準とする。

(2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準とする。

(3) 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準とする。

(4) 主として市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園、主として運動の用に供することを目的とする都市公園及び市の区域を超える広域の利用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものは、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができる敷地面積を定めるものとする。

2 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合には、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(公園施設の設置基準)

第1条の4 1の都市公園に公園施設として設けられる建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下この条において同じ。)の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の2を超えてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、都市公園に次の各号のいずれかに該当する建築物を設ける場合には、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号。以下「令」という。)第5条第

2 項に規定する休養施設、同条第 4 項に規定する運動施設、同条第 5 項に規定する教養施設、同条第 8 項に規定する備蓄倉庫その他同項の国土交通省令で定める災害応急対策に必要な施設 当該建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の 100 分の 10 を限度として、前項の規定により認められる建築面積を超えることができる。

(2) 前号の休養施設又は教養施設である建築物のうち次のアからウまでのいずれかに該当する建築物 当該建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の 100 分の 20 を限度として、前項の規定により認められる建築面積を超えることができる。

ア 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）の規定により国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物として指定され、若しくは登録有形文化財、登録有形民俗文化財若しくは登録記念物として登録された建築物又は同法第 182 条第 2 項の条例の定めるところにより歴史上又は学術上価値の高いものとして現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている建築物

イ 景観法（平成 16 年法律第 110 号）の規定により景観重要建造物として指定された建築物

ウ 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成 20 年法律第 40 号）の規定により歴史的風致形成建造物として指定された建築物

(3) 屋根付広場、壁を有しない雨天用運動場、壁を有しない休憩所及び屋根付野外劇場 当該建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の 100 分の 10 を限度として、前項又は前 2 号の規定により認められる建築面積を超えることができる。

(4) 仮設公園施設（3 月を限度として公園施設として臨時に設けられる建築物をいい、前 3 号に規定する建築物を除く。以下この号において同じ。） 当該仮設公園施設に限り、当該都市公園の敷地面積の 100 分の 2 を限度として、前項又は前 3 号の規定により認められる建築面積を超えることができる。

第 3 条中「法」を「都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号。以下「法」という。）」に改める。

第 4 条第 5 号中「はり紙」を「貼り紙」に、「はり札」を「貼り札」に改める。

別表第 2 都市公園を占用する場合の項中「都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号。以下「令」という。）」を「令」に改める。

## 附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条第 5 号の改正規定は、公布の日から施行する。

## 提案理由

都市公園法の一部が改正され、市が設置する都市公園の配置及び規模に関する技術的基準等が条例に委任されたことに伴い、当該基準等について必要な事項を定めるため、本案を提出する。